

令和5年度 女性用休憩施設等整備助成事業要領

令和5年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が、女性及び高齢者の職場環境改善に向けて休憩施設等の増改築を行った場合、その費用の一部を助成することで女性及び高齢者が働きやすい職場づくりを推進することを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる増改築工事費

次の（1）及び（2）の条件を満たす増改築工事費（以下「工事費」という。）

- （1） 女性従業員用の休憩室、更衣室、トイレ又は高齢者従業員用のトイレとして実施した増改築工事費のうち、協会が認めたもの。
- （2） 令和5年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和6年2月29日までの間に実施・支払が完了したもの。

4 助成件数

1会員あたり年度内1回（本社及び営業所含）。

5 助成金額

工事費（消費税等は除く。）の2分の1の額（千円未満切捨て）又は300,000円のいずれか低い額とする。

6 予算額 1,500,000円

7 助成金の手続

（1）事前申請

ア 会員が本助成金の交付を受けようとするときは、様式1「女性用休憩施設等整備助成事業（事前）申請書（以下「申請書」という。）」に必要な書類を添付して、協会宛てに郵送・持参等により提出する。

イ 事前申請期間

令和5年4月1日から令和6年2月9日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

（2）交付決定

協会は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、様式2「女性用休憩施設等整備助成事業交付決定通知書」により会員へ速やかに通知する。

（3）実績報告書及び助成金の請求

ア 会員は、工事が終了し支払いが完了したときは、速やかに、様式3「女性用休憩施設等整備助成事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）」に必要な書類を添付して、協会宛てに郵送・持参等により提出しなければならない。

イ 報告期限 令和6年2月29日。

(4) 助成金の交付

協会は、実績報告書の提出があったときは、速やかに審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

8 財産処分の制限

会員は交付対象となった施設が3年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付等に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

9 注意事項

備品等の購入費は対象外となるので、注意すること。